

**(社) 信州・長野県観光協会の観光施設事業では、
「健康」「環境」に係わる施設整備に取り組みます。**

長野県に観光で訪れるお客様の満足度を向上させるためには、ソフト面のみならずハード面の整備が不可欠であります。そこで当協会の観光施設事業に特別枠を設けまして、観光地の公衆トイレやウォーキングコース等の「環境」「健康」に係わる施設整備に取り組んで参ります。

観光施設事業のご活用につきまして、ご検討ください。

1 「環境」「健康」に係わる施設

(1) 「環境」に係わる施設

- ・観光地の環境整備や自然環境保全に係わる施設で使用料等を徴収しない施設
〈例示〉公衆トイレ、排水処理施設や浄化槽、遊歩道など
- ・観光地の景観整備に係わる施設で使用料・入場料等を徴収しない施設
〈例示〉不要建物や工作物を撤去しての公園・駐車場、案内看板や標識など
- ・観光地に訪れるお客様の安全対策に係わる施設
〈例示〉危険箇所の対策施設、遊歩道や展望台の転落防止柵など
- ・地球温暖化対策として行う既存の施設や設備の改修

(2) 「健康」に関連する施設

- ・健康増進施設で使用料・入場料等を徴収しない施設
〈例示〉ウォーキングコース、ハイキングコース、トレッキングコースなど
- ※〈例示〉の詳細につきましては、裏面をご覧ください。

2 取り組み方

観光施設事業に「環境」「健康」に係わる施設整備への特別枠を設け、市町村等からの要請に応じ、施設整備を行います。

特別枠におきましては、年賦金利息のうち「0.5%」分を当協会が負担し、「2.0%」とします。

※観光施設事業の詳細につきましては、別紙「観光施設整備事業のご案内」をご覧ください。

※平成23年度の利率は次のとおりです。

「環境」「健康」に係わる施設：年利2.0% 一般施設：年利2.5%

3 受付期間

平成23年度から当面の間、年度毎に予算の範囲内で先着順に受付けます。

市町村長 様

社団法人信州・長野県観光協会
理事長 野原 莞爾

観光施設事業の取り扱いについて（通知）

早春の候 益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より当協会の事業につきましては、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、長野県に観光で訪れるお客様の満足度を向上させるためには、ソフト面のみならずハード面の整備が不可欠であります。そこで当協会の観光施設事業に特別枠を設けまして、公衆トイレやウォーキングコース等の「環境」「健康」に係わる観光地の施設整備に取り組んで参りたいと思います。

つきましては、下記のとおり要望の受付をしますので、本事業の活用につきまして、ご検討くださいますようお願い申し上げます。

記

1 「環境」「健康」に係わる施設

(1) 「環境」に係わる施設

- ・観光地の環境整備や自然環境保全に係わる施設で使用料・入場料等を徴収しない施設
〈例示〉公衆トイレ、排水処理施設や浄化槽、遊歩道など
- ・観光地の景観整備に係わる施設で使用料・入場料等を徴収しない施設
〈例示〉不要建物や工作物を撤去しての公園・駐車場、案内看板や標識など
- ・観光地に訪れるお客様の安全対策に係わる施設
〈例示〉危険箇所の対策施設、遊歩道や展望台の転落防止柵など
- ・地球温暖化対策として行う既存の施設や設備の改修

(2) 「健康」に関連する施設

- ・健康増進施設で使用料・入場料等を徴収しない施設
〈例示〉ウォーキングコース、ハイキングコース、トレッキングコースなど

※ 〈例示〉の詳細は別紙のとおり

2 取り組み方

観光施設事業に、「環境」「健康」に係わる施設整備への特別枠を設け、市町村等からの要請に応じ、施設整備を行う。

特別枠においては、年賦金利息のうち「0.5%」分を当協会が負担し、「2.0%」とする。

- (1) 「環境」「健康」に係わる施設 年利 2.0%
- (2) 一般の施設 年利 2.5%

3 受付期間

平成 23 年度から当面の間、年度毎に予算の範囲内で先着順に受付ける。

(社) 信州・長野県観光協会	
〒380-8570	長野市南長野 692-2 長野県庁内
担 当	企画広報室 小林 弘幸
電 話	026-234-7200
ファクシミリ	026-232-3233
電子メール	kobayashi@nagano-tabi.net

「環境」「健康」に関連する施設 例示一覧表

1 「環境」に関連する施設

(1) 観光地の環境整備・自然環境保全に関する施設

施設の内容	対象となる：○ 対象とならない：×	備考
観光地の公衆トイレ	○	無料の場合（チップ制を含む）
山小屋のトイレ	○	公衆トイレ的な使用がされている場合
	×	山小屋の利用者に限定されている場合
道の駅敷地内の公衆トイレ	○	無料の場合（チップ制も含む）
道の駅の売店・食堂等のトイレ	×	売上収入が有るため
宿泊施設の合併浄化槽	×	宿泊料等の収入が有るため
温泉休憩施設の合併浄化槽	×	入場料等の収入が有るため
別荘地の下水処理施設	×	下水道料等の収入が有るため
自然保全のための進入防止柵・遊歩道	○	

(2) 観光地の景観整備に関する施設

施設の内容	対象となる：○ 対象とならない：×	備考
観光地の遊歩道	○	
観光案内看板・道標	○	
不要な廃屋や工作物を撤去しての公園や駐車場	○	
空き家等の再生による観光施設	○	
観光地の公園・広場	○	
観光地の駐車場	○	
宿泊施設の庭園・駐車場	×	宿泊料等の収入が有るため

(3) 観光地に訪れるお客様の安全対策に係わる施設

施設の内容	対象となる：○ 対象とならない：×	備考
遊歩道の転落防止柵	○	
展望台の転落防止柵	○	
落石や土砂崩落等の対策施設	○	

(4) 地球温暖化対策として行う既存施設・設備の改修

施設の内容	対象となる：○ 対象とならない：×	備考
省エネ型照明器具への交換	○	
窓、壁、天井等の断熱	○	
省エネ型冷暖房施設、省エネ型冷蔵ケース、省エネ型ボイラー ヒートポンプ給湯器、コージェネレーション設備への交換	○	
太陽光発電施設、小型風力発電、小水力発電の導入	○	

2 「健康」に関連する施設

(1) 健康増進に関する施設

施設の内容	対象となる：○ 対象とならない：×	備考
ウォーキング・ハイキング・ トレッキングコース	○	案内看板・道標を含む 利用料等を徴収する場合は対象とならない
テニスコート	○	利用料等を徴収する場合は対象とならない
マレットゴルフ場・パターゴ ルフ場	○	利用料等を徴収する場合は対象とならない
グラウンド・広場	○	利用料等を徴収する場合は対象とならない
体育館	○	利用料等を徴収する場合は対象とならない
温泉入浴休憩施設	○	利用料等を徴収する場合は対象とならない
温泉公衆浴場	○	利用料等を徴収する場合は対象とならない

※上記に記載されていない施設でも対象となる場合がありますので、お問い合わせください。